

ていり 市議会だより

■発行：天理市議会
■編集：議会広報編集委員会
<http://www.tenri-gikai.jp/>

〒632-8555
天理市川原城町605
TEL.0743-63-1001
FAX.0743-63-4502

No. 65

2013年 9月1日



去る8月1日に姉妹都市中学生交流事業出発式が行われ、大韓民国瑞山市に交流のため訪問する中学生8名に対し、議長が激励の言葉を述べられました。

この事業によって、両市の新しい世代の絆が深まることを願っております。

CONTENTS

6月定例会の概要	2
常任委員会の概要	2~3
一般質問ほか	4~9
議案等の議決結果ほか	10~11
意見書の内容	12
議会報告会ほか	13~14

6月定例会

平成25年度

一般会計補正予算など可決!

第2回定例会は、6月7日に開会し、平成25年度一般会計補正予算をはじめ、条例の制定など多数の重要案件を審議し、すべて原案どおり可決し、21日に閉会しました。

7日の本会議では、市長より招集の挨拶があり、会期を24日までの18日間と決めた後、議事に先立ち、全市議会議長会定期総会において15年以上の勤続議員として今西康世議員が、また10年以上の勤続議員として東田匡弘議員、大橋基之議員が表彰され、それぞれ表彰状及び記念品の伝達がありました。



続いて、議事日程に入り

報告5件が上程され、原案どおり了承しました。また、平成25年度一般会計補正予算ほか8議案について、市長より提案説明があり、1日目を散会しました。

再開された11日の本会議では、上程された9議案を各常任委員会に付託して審査することとし、2日目を散会しました。

12日から14日の間、各常任委員会が開催され、それぞれ付託された議案を審査し、いずれも原案どおり可決しました。

再開された18、19日の本会議では、7議員（荻原議員、中西議員、菅野議員、飯田議員、市本議員、今西議員、前島議員）から一般

質問（4～9P要旨掲載）がありました。

また、最終日となった21日の本会議では、市立病院改革特別委員会の経過報告（3P要旨掲載）の後、人権擁護委員の推薦の諮問案1件、固定資産評価審査委員会の委員の選任の同意案1件が上程され、それぞれ原案どおり承認及び同意しました。

続いて、各常任委員会に付託された9議案について、各委員長より報告があり、採決の結果、いずれも原案どおり可決しました。

最後に、意見書2件（11P内容掲載）が上程され、提案者の説明後、それぞれ原案どおり可決し、本定例会を閉会しました。

常任委員会 審査の概要

文教厚生委員会

可決された議案

●子ども・子育て会議条例の制定

「内容」子ども・子育て支援法第77条の規定により、本市の子ども・子育て事業計画の策定及び計画的な推進に関する必要事項並びに施策の実施状況について調査研究するための機関を設置するために本条例を制定するもの。

意見・要望

◎本市の少子化問題について、深く議論するよう要望。
●天理市立メデイカルセンターの設置等に関する条例の制定

「内容」天理市立病院の抜本的な改革を図り、安定した経営と、継続した地域医療を市民に提供するため、現在の病院事業を廃止するとともに、新たに天理市立メデイカルセンターを設置し、その管理に指定管理者

制度を導入するため本条例を制定するもの。

意見・要望

◎地域医療を守るため、本条例に医療・福祉・保健の連携を記載すべきとの意見
◎診療時間の延長について検討するよう要望。

◎カルテの一本化について検討するよう要望。

経済産業委員会

可決された議案

●土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の制定

「内容」市民の生活環境の保全及び災害の防止に資することを目的として、土砂等による土地の埋立て等について必要な規制を定めるため条例を制定するもの。

総務財政委員会

可決された議案

●平成25年度一般会計補正予算

「内容」歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1千94万2千円を追加し、予算の総額を235億9千94万2千円に定めるもの。

歳出は、地域防犯力の向上・強化を目指し、地域防犯重点モデル地区が実施する事業に対する補助金、高齢者の生活を地域で支える地域包括ケア体制の担い手となる生活介護支援サポート・養成事業に関する委託料及び、消防団員退職報償金等。歳入は、国・県支出金及び繰越金等により収支の均衡を図ったもの。また、体育施設の管理運営について、平成26年度から3年間指定管理者に施設の管理を行わせるため、債務負担行為を追加するもの。

●職員の給与の臨時特例に関する条例の制定

「内容」国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づく国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、本市職員の給与について、同等の減額措置を講ずるため条例を制定するもの。

●山辺広域行政事務組合の解散について

「内容」奈良県広域消防組合が設立されることに伴い、地方自治法第288条の規定に基づき、山辺広域行政事務組合を関係市町村の協議に

より解散することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求めるもの。

●山辺広域行政事務組合の解散に伴う財産処分について

「内容」地方自治法第289条の規定に基づき、関係市町村の協議により定めることについて、同法第290条の規定により議会の議決を求めるもの。

●山辺広域行政事務組合の解散に伴う事務の承継について

「内容」山辺広域行政事務組合規約第16条の規定に基づき、関係市町村の協議により定めることについて

●奈良県広域消防組合の設立に関する協議に関し議決を求めることについて

「内容」地方自治法第284条第2項の規定に基づき、県内市町村のうち、37市町村の消防事務を共同処理するため、規約を定め奈良県広域消防組合を設立すること

について、構成市町村と協議のうえ定めることについて、同法第290条の規定により議会の議決を求めるもの。

市立病院改革特別委員会（委員長報告）要旨

本特別委員会は、平成24年9月27日第3回天理市議会定例会において、天理市議会委員会条例第4条第1項の規定に基づき設置され、これまで7回の特別委員会を開催し審議を重ねてまいりました。

本特別委員会といたしましては、去る3月22日開催の平成25年第1回定例会におきまして、第1回から第5回までの審議経過を報告いたしましたところであります。

それ以降、4月8日には、特別委員会による天理市立病院改革事業計画（案）に対する勉強会を開催し、種々不明確な部分を文書により指摘し、5月2日の協議会の場で詳細に説明を求め、5月23日に第6回、5月31日に第7回の特別委員会を開催いたしました。その審議経過について報告をいたします。

第6回の特別委員会では、天理市立病院改革事業計画（案）並びに天理市立メディカルセンター指定管理者募集要項（素案）について、所管より説明を受け慎重に審議いたしました。

まず、天理市立病院改革事業計画（案）であります。本案は、今後の市立病院の運営方針、医療体制について各委員の意見も取り入れられ詳細に明記されたものであります。昭和25年に二階堂診療所としてはじまりました天理市立病院は、地域医療の役割を果たす原点でありましたが、国の医療制度改正等により医師・看護師不足が深刻な状態にあると共に、市内に民間の大病院が複数存在するなど医療環境の変化により患者数の減少に合わせて医療収入も減少し、また、建物の老朽化等抜本的改革をしない限り病院経営を維持できないとして、平成25年度末で廃院し、平成26年4月1日から新たに無床診療所として、市立メディカルセンターを設置し、地域医療の拠点として安定経営を目指し、民間事業者の経営ノウハウを活用した指定管理者制度を導入し10年間の指定管理

協定を交わすこととしております。

また、診療体制につきましては、内科・外科・婦人科の各科の診察機能と人間ドッグ、健診、予防接種等をおこなう健診センター、市立病院の特色である睡眠時無呼吸障害センターを併設しようとするものであります。訪問看護については、利用者を5名と想定しこれまで同様実施すること、指定管理先病院でレスパイト入院2床及びふるさと園入園者の優先的な入院2床を受け入れることを義務とするものであります。

資金の計画についてであります。旧施設の改修に要する経費・メディカルセンター建設に要する経費・市立病院廃院に要する経費については、三セク債、病院事業債、一般財源をもって実施の予定であります。

なお、市立病院に勤務する医療技術職員の処遇については、希望者に指定管理者の就業規定に基づいて引き続き当該センター及び指定管理者病院で雇用を確保するとしています。また、4月より相談室を設置し、再就職情報の収集、情報を提供するとともに、看護職再就職について、専門知識のある職員を配置し、県内公立病院やその他の医療施設に対して再雇用の対応を進められているところであります。

第7回の特別委員会では、パブリックコメントの結果について細かな説明を受け、仮称天理市立メディカルセンターの設置等に関する条例（案）に変更の必要がないことを確認しました。

今後の計画としては、今議会におきまして、天理市立メディカルセンターの設置等に関する条例が制定された後に、指定管理者候補を公募により、指定管理者選定委員会委員5名、それ以外に医療関係の専門家2名、建築に係る職員1名を招請し意見を聞き、指定管理業者を選定、9月議会に上程される予定であります。

一般質問

6月定例会では、7名の議員が一般質問を行いましたので、ここにその件名と要旨を掲載します。

詳細は市議会ホームページ（会議録の閲覧と検索）をご覧ください。

荻原 文明 議員

自治基本条例について

問 地方のことは地方で決めるというのが今日の地方自治の本流です。自治基本条例は、自治体が民主的発展をするために必要な最高規範です。第1に、住民と議会、行政の役割、責務、権利を明確にすること。第2に、まちづくりの基本理念を明らかにすること。第3に、住民自治のもとで市民がまちづくりの主体とし

て位置付けられていること。第4に、住民団体、民間団体、議会、行政がそれぞれどのように役割を発揮するのか、そのための制度はどうあるべきかについて自治基本条例を制定する必要があります。

住民参加、住民投票について

問 この場でさまざまな項目について議論する気は毛頭持っておりません。日本国憲法や法令・条例などがあります。任期中に手がけることは控えておくというのが私の思いです。（市長）

問 住民参加制度を含む住民参加制度を確立する必要があります。基本的には否ではありません。（市長）

問 住民投票制度を含む住民参加条例の制定について考えはどうですか。

答 住民投票制度についてはさまざまな課題があるものの前向きに考えていけたらと思っています。（市長）

男女差別撤廃とポジティブアクションについて

問 ポジティブアクションは、人種や性別などに由来する事実上の格差がある場合にそれを解消して実質的な平等を確保するための積極的格差是正措置ないしは積極的改善措置と定義をされています。ポジティブアクションの作成についてお聞きします。

答 今後も男女の性別に関係なく能力と意欲のある職員を積極的に登用していきたいと考えています。ポジティブアクションを全く否定しているわけではございません。人材育成基本方針を策定し前向きには取り組んでいます。（市長公室理事）

昇進昇格試験制度導入について

問 昇任昇格異動等に関し、職員評価の公平性、透明性が確保され、客観的な基準による人事制度にするために昇進昇格試験制度導入が

必要です。

答 昇進昇格試験制度等は人物本位の評価が反映されない、試験勉強が日常からできる職場とできない職場がある、職員が試験をなかなか受けてくれない等、課題も多い。人事評価制度を試行実施し、人材育成基本方針を策定しています。人事評価制度拡充と自己申告制度を活用し、仕事に対する能力と意欲のある職員を昇任させ、組織の活性化を図るように努めてまいります。（市長公室理事）

長期優良住宅制度について

問 長期優良住宅制度は長期間利用できる住宅の建設を促進するため所得税、固定資産税等が減免されています。ところが都市計画施設等の区域内に建てられている優良住宅は税の優遇措置を受けることができません。固定資産税の2分の1軽減措置の延長だけでもする必要があります。

答 認定長期優良住宅と同等のものであったとしても、

県知事の認定通知書がないと税の軽減措置はできないことになっています。（総務部長）

天理軽便鉄道復活について

問 実効性のある公共交通の利便性を向上させ、人口減少を止めるために天理軽便鉄道の復活を実現することについてお聞きします。

答 地域経済の活性化を図り、交通手段を確保し、地域の利便性を高めることは重要であるが、事業の実現は難しい。（市長公室理事）



中西 一喜 議員

市長の政治姿勢について

問 南市長は就任以来、3期12年間にわたり市政を担ってこられました。その間の行政運営について、ま

た現在の市政の状況をどのように思われていますか。

答 当選すると直ちに行財政改革に着手、職員数と予算規模の多さに疑問を持ち平成14年度から3年間で市職員数を910人から818人に、現在は700人前後に、予算規模も260億円から現在は235億円に縮小し、不必要な業務事業を見直しました。市長交際費も400万円から130万円に減らしました。総務省の定めた「地方公共団体の財政健全化指標」を見ても天理市は安定した位置と感じている。(市長)

問 これまで市長は様々な政策を掲げ、あらゆる事業に取り組んでこられました。それに対する自己評価とご自身の進退についてお尋ねいたします。

答 「いきいき百歳天理プラン」に盛り込んできた最大の出来事であった、市民の命の水ガメを守る菅原町の「産業廃棄物埋め立て最終処分場問題」は、今年2月奈良地方裁判所で当事者の訴え却下判決が確定。12

年におよぶ市民運動が目的を達成し、感謝の念でいっぱいです。他に小中学校、幼稚園の改築、耐震化、病院改革、デマンドタクシー、コミュニティバスの運行、山の辺第一工区土地画整理や道路整備、商店街、観光、農業の特産品作りなど様々な取り組みをしてきたが、今後もさらに残された時間の中で努力を積み重ね、「生きてきてよかつた町天理」を実感できるような財源確保に取り組む所存です。

進退についてはですが、今私は76歳であります。これまでに天理市のために精一杯やってきましたが、この10月27日で市長の仕事を終えさせて頂きたいと考えております。(市長)

問 市政の中で継続性ということも重要なことであると思いますが、これまでの事業の継続、市長の後継者について、お考えがあればお聞かせください。

答 次の選挙について様々な憶測が展開されておりますが、現時点において後任

にこの方をお願いしたいということは申し上げませんが私の生きてきた道を大事にしてくれる方、人間的にぶれない方、こうゆうことを次の方への大きな思いの軸にしていきたいと考えております。(市長)

問 市長におかれましては3期12年間わたり天理市のトップとして行政運営され、誠に御苦労さまでございました。これまで取り組まれたあらゆる改革、また本当の意味での真摯な政治姿勢に心より敬意を表すとともに最後まで市政にご尽力頂けますよう祈念致します。(要望)



菅野 豊盛 議員

クールシェアについて

問 夏場、家庭の電力の半

分以上をエアコンが占めています。1人1台のエアコン使用をやめ、涼しい場所をみんなで使い、公園や図書館等の公共施設や、自然が多く涼しい場所に行くなど、また、クールシェアに賛同いただける企業、団体、個人が集まって涼む場所をクールシェアスポットとして登録し、オンラインマップの運用を本市も取り組めば、節電の効果と経済効果が見込めると思いますが。

答 スーパークルーズの一環で環境省も呼びかけています。積極的なエコな生活様式への定着を図るため、クールシェアスポットについて、現在策定委員会で審議しています。図書館等の公共施設は、関係部署と協議が必要になり、また、飲食店等の民間施設は、商工会等の協力も不可欠と考えます。(環境経済部長)

福祉センターにかわる地域の居場所づくりについて

問 市長は地域の公民館の活用について、「高齢者が

歩いて行ける身近なところでの小規模でサロンのな場所が必要」との発言をされ、「校区公民館にも誰もが気軽に集える空間を整備していきたい」との答弁をされました。「モデルプランをまずは作って」と、そのような答弁もされており、現状をお聞かせください。

答 社会福祉協議会では本年度から小地域福祉活動事業を実施し、地域公民館を拠点として小規模で人が集える場を作る支援を行います。本年度は櫛本校区をモデル地区とし、優先的に支援しています。地域公民館集会所が福祉センターにかわる地域の居場所になっていくと考えます。(市長)

問 他府県では、校区公民館の空き時間の利用方法を一般に公募され、立地や地域に合った利用をされています。住民参画の公民館の運営を柔軟な対応で実施し、また若い年齢層の利用が非常に少ないので、アイデアも出しながら、若い利用者につなげて頂けませんか。

答 本年4月からモデル的に東部公民館と福住公民館で、触れ合いコーナーを開設しています。湯茶の用意もし、気軽に過ごしていただけのように取り組みも始めています。広い世代の居場所づくりに努めます。

(市長)

防災対策について

問 各公共施設避難所に何名ずつ受け入れ、どういった方を優先に受け入れるかお答えください。

答 人口6万8千人に対し、収容人数が2万8千449名です。収容力の不足が想定され、今後、指定避難所以外の避難場所の確保と、現実的な備えを考えます。避難場所の確保は、天理教の施設や町の公民館、企業等の施設についても使用可能です。防災協定や防災協力事業所登録の働きかけ、所要の避難場所の確保に努めます。

(総務部長)

問 各公共施設、避難所に発電システム、またはソーラー発電を設置されていますか。

すか。

答 必要となる最低限の電源を確保する必要があり、電源の確保として各避難所の非常用発電機等の計画的な整備を検討します。

(総務部長)

問 山間において同報系防災無線や各家庭用の小型広報無線の設置の考えは。

答 安全・安心メールのほか、昨年度は携帯電話事業者3社と締結し、エリアメール、緊急速報メールも導入しました。今年度は、全国瞬時警報システム、J-ALERTというシステムとエリアメールを自動的に連動し、緊急時の情報伝達体制を強化します。山間部の同報系防災無線について、公共情報コモンズによるテレビ、ラジオ等を通じて多様な情報伝達手段の確保を推進する中で、検討します。

(総務部長)



飯田 和男 議員

天理市の財政について

問 本市の歳入に大きなウエイトを占めている天理教

からの寄付金が、南市長にわたってからの平成18年より減額が始まり、平成25年度では10億2千万円となり4億8千万円の減額となりました。昭和42年の寄付金に関する覚書には毎年年度の予算編成前に両者協議して定めるものとするとうたっておりませんが、協議の内容を簡単明瞭にお答え願います。

答 基本的には、天理教の寄付金は市としても大変ありがたく、感謝しています。天理教に対して、減額を回避して頂くよう、共存共栄という立場の考えの中から、また、本市の財政状況からも寄付金の維持をお願いしてきたところであります。市として寄付金の中期的な下限設定について提案しております。現時点で天理教と

して下限設定は困難であり、寄付金のあり方そのものについて今後検討していきたいという意思表示を受けております。市としてもこれ以上の減額が無いよう訴えてまいりたいと思います。

(市長)

答 協議は大体例年ですと11月位に正式の懇談会を行います。それまでも事前

に事務サイドの話はしております。

(総務部長)

山の辺の道北海道について

問 私が平成23年12月定例会において質問したその時の回答で市長は地元への聞き取りなり、そういうことに努力してみることがよぶさかでありませんかと答えておられます。その後どう対処されたのかお聞かせ下さい。

答 私も出来るならと思いましたが、職員が地元に入る前に、私なりに天理参考館の近江先生、県の文化財保存課の職員にも聞きました。北海道を特定することは困難でありますという話を聞いて、

て、議会ではそのように答えましたが、それ以上は、あとはうわさ、昔の何かそういう話を聞くだけの話。多分それから先の進展はなからうということで、具体的な話はしておりません。観光的視点から、町おこし地域活性化ということなら視点を変えてやってはどうかと思えます。

(市長)

樺本公民館移転について

問 買取予算の議会承認は得ているが、経緯及び今後の手順をお聞かせ下さい。

答 地元要望から、天理市は県へ問い合わせをし、県の売却予定が判明。県管財課と話し合い、購入参考価格に基づき、3月定例会で承認をいただきました。その後、県とは、価格・契約書等事務手続きも含め協議しているところです。活用計画について、地元と協議していきたくと考えております。建物の耐震診断、建物改修、樹木植栽等の撤去、整地、駐車場の利用も含め工事に着手したいと考えております。(教委事務局長)

リニア中央新幹線の 中間駅設置について

問 新幹線の中間駅について市長は市議会や県、市町村長サミットにおいて、「樺本地区もその候補地である」と発言されました。その後具体的に予算及び対策室を作っておられませんか

市長個人の思いを言われただけだったのか、今後どのようになっていくのか、ご答弁願います。

答 いまのところ、私はまだ2日前にも奈良県へ行って、いろんな情報をもらってきました。いまのところまだ五里霧中という表現です。すでに東京の中心のところで決めていけば、悪いけれど半ば決まっている。国家的な事業ですから、地方の事は聞くことは聞くが、しかしそのために、いつでも動ける課を充実しました。それも退任するまでの間に担当部局と話をつめていきたいと思っています。

(市長)



市本 貴志 議員

未収金対策について

問 自治体の税収低下と財政悪化、それに伴う財政の圧縮と行政サービスの低下、厳しい財政環境に置かれた自治体は、より一層の効率的で責任ある運営が求められている。より透明性の高い公平な財産管理とその説明責任が求められており、各種債権についても、適切な管理と回収が不可欠。

答 これまでの未収金への対策では、債権ごとのマニュアルの作成や徴収計画書による目標設定などを行ってきたが、未収金を減らすための抜本的な対策を講じることができなかった。企画政策課においては現在、各債権の担当課の所管よりヒアリングを行っており、

その後、債権全般について実効性のある対策を講じていく。(市長公室理事)

問 公金の回収業務が滞ることは、健全な公共サービスに支障を来すだけでなく、適切に納付している住民との公平性を欠き、住民監査請求等の対象となる。多岐に分かれている関係所管の壁を乗り越えて、全庁的な取り組みが必要な時期に来ている。全庁的に一元管理化をしていく体制づくりが必要であると思うが。

答 各債権での共通する対策などに取り組むためには、一元的に管理していくことが必要な方策だと考えている。(市長公室理事)

債権管理について

問 債権管理のための環境整備が必要。債権管理に関する条例、規則、要綱などの例規の整備を行うことが必要だと思うが。

答 提案の債権管理条例の制定に関しては、未収金対策を行うには有効な手段であると認識している。事前準備として、各債権の法的

根拠の確認、債権台帳の整備、徴収計画や目標の明確化、職員のスキルアップなどをを行った上で、条例の整備についても検討していきたい。(市長公室理事)

公共施設白書について

問 公共施設白書作成までのスケジュールはどうか。

答 公有財産の固定資産台帳の整備に取り組み、平成24年度末で一段落。まずは公共施設白書の作成を目指し全体像を市民へ公開して、ストックとコストとサービスの視点で白書を作成して、その後、対策・方針・計画を策定したいと考えております。(市長公室理事)

庁議規定について

問 行革プランに経営戦略会議の設置は今年度と記されているが、厳しい状況。将来を見据えた自治体経営を戦略的に考えていくには、横断的に市職員さんの衆知を集める方法が良い。「庁議」規程を設けてはどうか。

答 マイナンバー制度への対応、近いうちには、消費

税の改正という大きな制度改革にも迫られており、このような課題への対応のためには、部局を超えた取り組みが必要。提案の、行政課題について総合的・戦略的に対処していくための体制づくりが急務。新たな体制に対応する法令・規則・規定など考えていきたい。(市長公室理事)

市民協働のまちづくり 基本条例について

問 天理市が推し進めている施策の一つ「市民協働」を形にしていき、本市の「市民協働のまちづくり基本条例」を議会の方から検討していければいいと思ってい

る。議会も政策提案をできる立場にある。お互いの立場であるとか権能の違いを認め合いながら、市政発展のために、協働でアクションを起こしていければと思うがいかがか。

答 市民協働やまちづくりに関する条例の制定については、庁内研究会で検討してきており、今後も庁内で検討していかなければなら

ないと感じている。また協働についても推進していく必要があると考えている。

(市長公室理事)



今西 康世 議員

天理市制60周年に向けて

問 県は記紀万葉プロジェクト構想1300年祭を記念して、さまざまな事業や行事を企画し予算化しているが、天理市はどのような意義のある事業を企画しているのか。

答 平成26年4月1日で市制60周年を迎える。「つながり、にぎわい、未来を創造するまち」を実現するため、各種団体の代表で構成される60周年記念事業推進本部及び庁内検討委員会を立ち上げ企画していく。各種団体の協力も得ながら市

民に60周年を知ってもらう、認識してもらうよう情報発信していく。今後会議を重ね、秋ごろまでには決定し実施準備に入る。(市長)

問 もう来年のことなので何か記念事業等具体的に考えているのか。

答 私の私案としては持っているが、ひとりよがりにならないよう広く皆の意見を聞く。(市長)

問 私案を持ってもらえるなら、それを教えてほしい。(要望)

天理市の発展性と町おこし

問 天理には山の辺の道の中心地として認知され地理的歴史的宝庫を持っている。石上神宮、天理教会本部、

内山永久寺、黒塚古墳、峰塚古墳、新聞紙上世紀の大発見である古代幹線道路の中ツ道、和同開珎より古い貨幣であると明らかになった富本銭の鋳型が天理砂岩で作られていたこと、天皇の御座所等々。これらを展開させ、町おこしや観光には今が大きなチャンス。

答 豊田山の麓に説明板を設置し当時を偲んでもらう。新たな天理の文化歴史の魅力を発掘し積極的に発信していく。(環境経済部長)

問 地の利、時の利、この時期を生かして、天理市制60周年還暦記念プロジェクト構想を記紀万葉プロジェクト構想として日本全国、世界に発信してほしい。(要望)

認知症の現状把握について

問 今年3月認知症サポーター養成講座に参加したが、サポーター数は奈良県が全国で最下位。天理市もまた低いレベル。認知症も高齢者も多い天理市の現状はどうか。

答 今後本市も高齢者人口の増加に伴い、認知高齢者の数が増えてくと予測している。(健康福祉部長)

問 昨年調査の全国で462万人の認知症の数字から人口換算すると天理市では3千人以上の認知症サポーターが必要。しかし対策どころか地域包括支援センター

任せのところがあり、行政が関わっていないのではなにか。天理市として地域ぐるみのサポート体制を整備することが重要。介護福祉課がリーダーシップをとって関係者を集めて早く取り組んでほしい。

答 認知症の正しい理解と共に早期発見し医療や介護福祉サービスの利用につなげることが大切。認知症の予防については地域包括支援センターが中心となり、身近な地域の公民館や高齢者福祉施設を会場として学習会を開催している。本市

の認知症サポーター養成講座の受講者総数は569人いる。奈良県のレベルが低い、天理市もまだまだ低いレベルにある。早く県平均数にもっていきけるよう努力していく。(健康福祉部長)

問 天理市で3千人以上のサポーター養成者が必要。ほど遠い数字。行政が先導して進めてほしい。生きてきてよかつたまち、住んでよかつたまちになるよう、まず第1にサポーターを養

成。次に認知症をケアする会議や支援チームづくり等。安心して暮らせるまちになるよう医療機関、国や県の関係機関と連携体制をとり、認知症に対する予防や対策をしてほしい。

答 介護福祉課を中心として、関係機関、地域包括支援センターと連携して、まずはできるだけ多くの認知症サポーターの養成に努める。(健康福祉部長)

問 本心に安心して暮らせる、住んでよかつたまち天理になるよう重ねてお願いする。(要望)



前島 敏男 議員

リニア中央新幹線中間駅の誘致について

問 リニア中央新幹線は、最高設計速度、時速505キロ、

東京都―大阪市間の全線開業は平成57年の予定で、東京―大阪間を67分、旅客運賃は1万5千円と仮定された。列車本数は1時間当たり片道最大8本である。市長の答弁で、「リニア中央新幹線の間接駅の誘致に手を挙げます」との回答をいただき、誘致場所として樺本地区、添上高校南、名阪国道沿いと的事。他の候補地より優れているのは、①郡山インターチェンジに近く、自動車専用道路より、直接乗り入れることができる。②JR桜井線と大和路線を繋ぐことにより、奈良県北部に環状線ができ、奈良県全域の発展に寄与することができる。他の中間駅立候補地と比べて最も天理市がすぐれている点である。③他市に比べ、交通渋滞の少ない地域である。④天理市より、奈良市南部に至る広大な土地の開発も可能である。平成26年5月ごろより中間駅の環境影響評価が始まる。それまでに、中間駅誘致のプレゼンター

ションをできるようにしておかなければならない。お考えは。

答 市長として、中間駅は天理市周辺が1番望ましいと考えている。空回りにならないように、十分配慮しながら、企画政策課の中に対応する組織の充実を考え、アピールできるプレゼンターションについて、私は賛成である。(市長)

問 市民の方への周知、また市民と一致団結をして誘致を進めていかなければいけない。お考えは。

答 JR東海、国土交通省が基本的に決める。まちの市民の方々に同じ思いを共有してもらうためのPRは、これから度重ねてやっていくべき。この任期中、重ねてこれをアピールしていきたい。(市長)

問 中間駅の建設費は、全額JR東海が出し、場所はJR東海が地元の意見を聞かず進めていきます。候補地4市がばらばらに意見を言っても無駄。奈良県とし

て、やはりその意思を一本化していかなければいけない。そのためにも、やはり他市町村への働きかけが不可欠。樺本駅ができ上げれば、全域が盛り上がりつつある。お考えは。

答 私も、天理市内にこのリニア新幹線の間接駅が欲しい。最後に決めるのはJR東海で、国土交通省である。天理市には、こういう長所があるということのアピールを重ねていく。(市長)

問 対策室ではなく企画政策課がすること。東京オリンピックの誘致の支持集めのように、いかに奈良県での支持を集め、アピールしていくことが大事ではないか、誘致事業のプレゼンを含め、外注することも視野に入れて考えていかなければいけないのではないかと、そのように思っている。最低でも、他市との比較をするときには、せめて他市と同じ条件か、さらにそれ以上の条件を用意しておく

なければならぬと思うが、お考えは。

答 これは国の命運をかけた大きな取り組みである。まずは実質的な方法で天理市が名乗りを上げている。1番の適地は天理なんだとそれをアピールする。それが一番大事ではなからうかと思う。外注も含めて、専門家の知恵も借りながらすすめていく。自分の力が及ばなければ他の知恵を借りるのも、これはやぶさかではない。多分もうこれから何百年もリニアという、話はないと思うから、そのために、やっぱり実効的な戦力、体制、これでやっていきたいと考えている。(市長)



議会を傍聴しませんか？

本会議、各種常任委員会及び議会運営委員会が傍聴できます。市政への知識を深めることや議会の活動、市政の方針などを知ることができますので、傍聴を希望される方は、本会議や委員会当日、本庁舎6階事務局までお越しください。また、団体での傍聴を希望される方は座席の都合上、事前に事務局へお問合わせください。なお、本会議のライブ中継及び録画中継は下記アドレスからご覧いただけますのでご活用ください。

●問い合わせ 議会事務局

63-1001 内線603

●天理市議会ホームページ

<http://www.tenri-gikai.jp/>

● 議案等の議決結果 ●

全会一致で可決した議案

- 【予算案】 ○25年度一般会計補正予算
- 【条例案】 ○子ども・子育て会議条例の制定
○土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の制定
- 【報告】 ○24年度繰越明許費繰越計算書 ○24年度水道事業会計予算繰越計算書
○24年度下水道事業会計予算繰越計算書 ○出資法人の経営状況の報告
○損害賠償の専決処分の報告
- 【諮問案】 ○人権擁護委員の推薦につき意見を求めること
- 【同意案】 ○固定資産評価委員会の委員の選任につき同意を求めること

意見が分かれた議案等

- 【議案】 ○第44号 職員の給与の臨時特例に関する条例の制定
○第47号 天理市立メディカルセンターの設置等に関する条例の制定
○第48号 山辺広域行政事務組合の解散について
○第49号 山辺広域行政事務組合の解散に伴う財産処分について
○第50号 山辺広域行政事務組合の解散に伴う事務の承継について
○第51号 奈良県広域消防組合の設立に関する協議に関し議決を求めることについて
- 【決議案】 ○第5号 「青少年健全育成基本法」の早期制定を求める意見書
○第6号 「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書

各議員の賛否（賛成…○・反対…×・棄権…△） ※議長は表決に加わりません

議案	会派		創造未来				響友未来				新風会			無会派				結果			
	議員		佐々岡典雅	山本治夫	加藤嘉久次	岡部哲雄	堀田佳照	飯田和男	廣井洋司	寺井正則	三橋保長	大橋基之	市本貴志	東田匡弘	中西一喜	荻原文明	前島敏男		川口延良	菅野豊盛	今西康世
第44号			○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	可決
第47号			○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	×	○	可決
第48号			○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	可決
第49号			○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	可決
第50号			○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	可決
第51号			○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	可決
決議案第5号			○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	×	○	可決
決議案第6号			○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	×	○	可決

反対討論(趣旨)

- 議案第44号 荻原：地方公務員賃金削減は地域経済に打撃を与え景気回復に逆行するものです。市民の賃金が上がり消費が活発になってこそ市場が元気になり経済も会社の成績も上向きます。税収も上がります。地方自治の根幹に関わる問題で住民本位の地方自治体財政を確立することが求められています。
- 議案第47号 荻原：医療技術職員は整理解雇されます。職員組合との交渉は1回だけで継続中です。当事者から直接、意見も聞かず十分な審議はできません。指定管理者制度導入は、管理運営の業務を民間病院に委ねるため自治体責任の縮小で、病院の公的な役割の低下や、医療情勢の変化や住民要求に機敏に対応した病院運営、住民参加・議会チェック、自治体として保健・福祉・医療一体の町づくりが困難になります。
- 議案第48号 荻原：奈良県消防広域化計画の経費負担方針は、消防本部ごとの自賄い方式、消防署所属市町村負担で消防力の向上、高度化という広域化の長所を生かせない。消防組織の原則である市町村消防を維持し、消防力と相互連携を強化することのほうが合理的である。
- 議案第49号 荻原：第48号と同趣旨
- 議案第50号 荻原：第48号と同趣旨
- 議案第51号 荻原：第48号と同趣旨
- 決議案第5号 荻原：民主的で豊かな家庭を作るとは社会発展の中で醸成されるものであり、時々の権力によって法律で特定の規範を強制するものではありません。提案者からは基本法案の提示がなく不明である。
- 決議案第6号 荻原：テロは誰によるものであれいかなる理由があっても絶対に許すことはできません。防災と被災者支援を最優先する社会をつくることこそ大規模災害に備えるもっとも確かな道です。恒久平和の原則を徹底することで『緊急事態』を生じさせないとしたことは日本国憲法の先駆性を示すものです。提案者からは基本法案の提示がなく不明である。



文教厚生委員会が市内各施設を視察

文教厚生委員会の委員が、7月に市内施設の視察を実施しました(下記掲載)。当日は関係者より、現状や課題等について説明を受け、その後現場視察を行いました。



- | | |
|---------|---------|
| 小学校 | 公民館 |
| ・山の辺小学校 | ・二階堂公民館 |
| ・櫛本小学校 | ・朝和公民館 |
| ・福住小学校 | ・櫛本公民館 |
| ・朝和小学校 | 保育所 |
| ・井戸堂小学校 | ・北保育所 |
| ・丹波市小学校 | その他施設 |
| ・柳本小学校 | ・人権センター |
| 中学校 | ・ふるさと園 |
| ・西中学校 | ・杉の子学級 |

意見書の内容

「青少年健全育成基本法」の早期制定を求める意見書

二十一世紀の社会を担う青少年の健全育成は、すべての国民の願いであります。しかしながら、今日我が国の相継ぐ少年の凶悪事件等にみられるように、青少年の荒廃は深刻な事態に直面しています。その要因として、頻発する児童・幼児虐待事件等に象徴される家庭の崩壊、また、倫理・道徳教育を排し、人格形成の場としての役割を果たしてこなかった学校の問題が指摘されています。とりわけ、地域社会においては、露骨な性描写や残虐シーンを売り物にする雑誌、ビデオ、コミック誌等をはじめとする性産業の氾濫、テレビの有害番組の問題等に加え、インターネット・携帯電話等の情報通信の発展とともに新しい有害環境の出現も指摘されています。この社会の現状を見ると、青少年の荒廃は、我々大人が「青少年を見守り、支援し、時に戒める」という義務を果たさなかったがゆえの結果と言わざるを得ないのであります。

これらの問題に対して、各都道府県では「青少年健全育成条例」で対処し、一定の効果を上げてきましたが、今日では、その限界性が指摘されております。今、求められているのは、青少年の健全育成に対する基本理念や方針などを明確にし、有害環境から青少年を守る為の国や地方公共団体、事業者、そして保護者等の責務を明らかにする一貫性のある包括的、体系的な法整備であります。

特に「健全な青少年は健全な家庭から育成される」という原点に立ち返り、「家庭の価値」を基本理念に据えた「青少年健全育成基本法」の制定が必要であると考えます。

これらの内容を踏まえ、国に対し「青少年健全育成基本法」の早期制定を強く求めるものである。

「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書

今回の東日本大震災における我が国の対応は、「想定外」という言葉に代表されるように、緊急事態における取り組みの甘さを国民と世界に広く知らしめる結果となりました。世界の多数の国々は、今回のような大規模自然災害時には「非常事態宣言」を発令し、政府主導のもとに震災救援と復興に対処しています。

我が国のように平時体制のまま国家的緊急事態を乗り切ろうとすると、自衛隊、警察、消防などの初動態勢、例えば部隊の移動、私有物の撤去、土地の収用などに手間取り、救援活動にさまざまな支障をきたし、その結果、さらに被害が拡大します。

また原発事故への初動対応の遅れは、事故情報の第一次発信先が国ではなく、事故を起こした東京電力当事者というところに問題があります。さらに言えば、我が国の憲法は、その前文に代表されるように平時を想定した文面となっており、各国に見られるように外部からの武力攻撃、テロや大規模自然災害を想定した「非常事態条項」が明記されていません。

平成16年5月には、その不備を補足すべく、民主、自民、公明三党が「緊急事態基本法」の制定で合意しましたが、今日まで置き去りにされています。また一昨年中国漁船尖閣事件以降、ロシア閣僚級のたび重なる北方領土の訪問、北朝鮮核ミサイルの脅威など、自然災害以外にも国民の生命、財産、安全を脅かす事態が発生しています。

よって、国に対し「緊急事態基本法」を早期に制定されるよう要望いたします。

「明日の天理をみんなで語ろう！」

～第5回 議会報告会 を開催します～

★意見交換のテーマ★



◎「ゴミ問題」について

○循環型社会について



◎「福祉センター」について

○現状と今後について

料金受取人払郵便



差出有効期限
平成25年10月
31日まで
(切手不要)

6 3 2 8 7 9 0

天理市議会事務局 行

天理市川原城町六〇五番地

（切り取り線）

『議会報告会』アンケートにご協力ください！

天理市議会では、「天理市議会基本条例」に基づき毎年、各小学校区の公民館で『議会報告会』を開催しています。

市民の皆様により参加しやすく、充実した『議会報告会』を開催できるように、アンケートを行います。

つきましては、記入欄にお答えのうえ、**9月30日(月)まで**にポストに投函して頂くか、FAXで、天理市議会事務局

(Fax: 0743-63-4502) まで送信して頂きますようお願いいたします。

市民の皆様からの貴重なご意見をお待ちしています。

◆お問い合わせ 天理市議会事務局
(☎63-1001 内線603)

※アンケートは、はがき裏面をご覧ください。



